

ID: 3001

担当部署: 産業観光課

<p>処分の概要</p>	<p>鳥獣の捕獲の許可(学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥獣(ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため捕獲をする場合を除く。)に係るものに限る。)(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第88号</p>		
<p>【基準】                  法第9条第3項の規定による。                  3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。                  (1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。                  (2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)                  (3) 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。                  (4) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 22 年 3 月 30 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>